

岩手県告示第91号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成28年1月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 一関市花泉町金沢地内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成28年1月13日から同年3月18日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 2（1） 公共測量を実施する地域 釜石市橋野町地内から遠野市青笹町糠前地内まで
- （2） 公共測量を実施する期間 平成27年11月17日から平成28年3月18日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（数値地形図作成）